

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア イ ・ テ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 畑 榮 一
(JASDAQ・コード番号 9964)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 兼 経 理 部 長 伏 見 好 史
TEL (054) 337-2001

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第56期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

当社の今後の事業展開に備え、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第29条(取締役の責任免除)第2項及び第41条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条(取締役の責任免除)第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (省 略)</p> <p>(11) (新 設)</p> <p><u>(12) 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (省 略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (省 略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (現行どおり)</p> <p>(11)</p> <p><u>(12) 土木・建築資材の賃貸業</u></p> <p><u>(13) 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>